

【学校給食について】

(質問)

学校給食について伺います。本市は、平成23年度に学識経験者、小中学校の校長、PTA会長などで構成される「豊中市中学校給食懇話会」を設置し、中学校給食実施に向けた様々な方針の検討を重ね、平成24年度3月に「豊中市中学校給食の実施に係る基本方針」を策定されました。その方針に基づき、平成26年度から中学校において、自宅から持参する弁当とデリバリー給食の選択制を開始し、平成28年度から全校で実施されてきました。そして、現在は、中学校給食の全員給食実施に向けて、既存の基本方針の内容を見直し、「豊中市中学校給食の全員給食実施に係る基本方針」を策定中です。あらためて、中学校給食のあり方を見直されるに至った理由を詳しく教えて下さい。また、既存の方針策定に至った判断や、実際に実施してきた自宅から持参する弁当とデリバリー給食の選択制という手法に対する教育委員会の評価や見解をお聞かせ下さい。さらに、既存の方針策定及び中学校給食の実施に至った要因として、生徒や保護者を取り巻く社会環境や生活習慣の変化とともに、食生活の乱れといった課題や、家庭で弁当を用意することが難しい生徒が出てくるなど、子どもたちの心身への影響が心配されるようになったことを挙げておられました。当時と今日で、それらの状況に大きな変化があったのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現在の方式では、給食を選択しない場合、成長期にある中学生の栄養を十分に確保することが難しい生徒がいることや、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図りにくいなどの課題があります。既存の方針の策定に至った判断としましては、中学生という心身ともに個人差が大きくなる時期における食事量の調節や、アレルギーへの対応が可能な家庭弁当と、多彩で栄養バランスに配慮された学校給食双方の利点が活かせることなどがあり、家庭弁当とデリバリー給食の選択制の実施と致しました。評価については、生徒が家庭弁当とデリバリー給食について考え、それぞれの良さを感じることで、生徒自らの体験を通じて理解し、選択することにより、食に関する意識の向上を高めることができたこと、一定 評価しています。既存方針策定時と現在の状況の変化としましては、共働き世帯の増加等社会環境の変化に伴い、成長期の中学生を支える学校給食が果たす役割が以前にもまして大きくなっていることが挙げられます。平成30年度に実施したアンケート調査結果では、全員給食が良いと回答した保護者の割合が大きく増加しています。

(質問)

豊中市中学校給食の全員給食実施に係る基本方針案によると、全員給食を実施することが望ましい理由として、学校内の生徒全員が栄養バランスの整った同じ内容の昼食をそろってとることができ、給食を生きた教材として活用することが可能となる点、家庭内における朝の時間帯に余裕が生まれ、生徒と一緒に朝食をとる「共食」の機会が増え、子育て支援にもつながることを挙げておられます。そこで伺いますが、給食を生きた教材として活用するとは、具体的にどのようなことなのか、教えて下さい。また、中学校で

全員給食を実施されている自治体の子どもたちと比べて、本市の中学生が劣っている（欠けている）と感じられる点があれば、教えて下さい。さらに、生徒と一緒に朝食をとる「共食」の機会が増えるとのことですが、現在、朝食を親子や家族で一緒にとっている家庭の割合はどのくらいで、全員給食を実施することにより、その割合はどの程度、上がると期待されているのでしょうか。

<答弁>

全員が同じ献立、食材を食することで、共通の話題となることや、献立に関わる栄養指導等が出来るようになります。また、全員給食を導入すると、各教科単独で行っていた食に関する指導を給食と関連付けて行うことができるようになることから、学校の教育活動全体で食育の充実に取り組んでいけるものと考えています。全員給食を実施している他の自治体との比較については、比べる適切なデータがないと考えています。給食だけで、その差が出るとも考えにくいです。平成28年10月本市実施の食と健康に関するアンケート調査結果より、朝食を家族で食べる人が多い人の割合は、中学3年生男子で54.7%、中学3年生女子で52.5%となっています。一方、小学6年生男子は75.3%、小学6年生女子は70.9%となっており、中学生になると一緒に食べる割合が減っていることが分かります。そのため、一緒に朝食を食べる機会の増加を期待していますが、それを数値で示すのは困難だと感じています。

(質問)

現在の選択制のデリバリー方式の課題として、給食を選択しない場合に、成長期にある中学生の栄養を十分に確保することが難しい生徒がいることや、食育の推進を図ることが難しいことを挙げておられます。そこで伺いますが、教育委員会の考える食育とは具体的にどのようなことでしょうか、詳しく教えて下さい。

<答弁>

学校給食活動全体を通して、食に関わる資質や能力を育成することであると考えます。具体的には、食事の重要性や食事の喜び、楽しさを理解することをはじめ、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養やバランスの取れた食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身につけること、また、食べ物を大事にし、食料の生産などに関わる人々へ感謝する心をはぐくむことなどを目指して取り組んでいます。

(質問)

第3期豊中市食育推進計画では、市民自らが食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるための食育を推進することを基本理念に定め、少年期を、食べ物と体の成長について理解し、自らが栄養や摂取量などバランスの取れた食事を心がけるとともに、望ましい食習慣を身につける時としています。その理念に照らした場合、現在の給食における食べ残しについては、どのように考えておられるのか、

見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、栄養バランスの取れた給食を食べてもらうことで、成長期にある児童生徒を支える役割を担っています。食べ残しができるだけないように、アンケート調査等により生徒の声を献立の改善に役立て、献立内容を見直すことや味付け等を工夫し、魅力的な給食の提供に努めています。

しかしながら、食べ慣れない味や食材、昔ながらの食に触れる機会の減少、好き嫌い、見かけの色合い、食事量の調節が出来ないなど、複数の要因により食べ残しが起きていることが考えられます。生徒の嗜好に配慮した給食の提供を行うと同時に、健康や体力向上、望ましい食習慣形成のための栄養バランスの取れた食事への理解を深める食育指導を行い、給食の食べ残しが減るように引き続き取り組んでまいります。

(質問)

参考までに、小学校における給食の食べ残しの量は、主食、副食それぞれどれくらいなのか、年間の重量及び食数で換算した場合の数について、ここ数年の数字及び傾向を教えてください。また、中学校給食において、デリバリー給食を選択した生徒の食べ残しの量についても、同様に詳しく教えてください。

<答弁>

小学校給食の食べ残し量と食数換算した数は、主食のパンは、平成30年度18160kg、令和元年度16262kgで、1食当たり約75g(中学年パンの出来上がり量の平均値)で換算すると、平成30年度約242000食分、令和元年度約217000食分になります。主食の米飯の場合は、平成30年度61759kg、令和元年度67188kgで、1食当たり約160g(中学学年の出来上がり量)で換算すると、平成30年度は、約386000食分、令和元年度約420000食分。副食は、平成30年度152118kg、令和元年度156694kgで、1食あたり約250gで換算すると、平成30年度約609000食分、令和元年度は、約627000食分となっています。野菜の多いサラダや和え物、酢の物等の残菜が多い傾向です。

中学校給食の食べ残しについて、平成30年9月から生徒数の多い学校をモデル校として2校で計量していますので参考値になります。平成30年は7か月間、令和元年は10か月間の食べ残し計量になります。

主食は平成30年度453kg(残菜率10.4%)、令和元年は696kg(残菜率12.3%)、1食あたり約226g(主食出来上がり量平均)で換算すると平成30年度約2000食分、令和元年度約3100食分になります。

副食は平成30年度774kg(残菜率20.5%)、令和元年度は1115kg(残菜率22.3%)、1食あたり約195g(副食出来上がり量平均)で換算すると平成30年度約3900食分、令和元年5700食分になります。

(質問)

中学校給食を全員給食にした場合、生徒一人当たりの食べ残しの量はどのようになると想定されているでしょうか。さらに、既存の選択制と比べて、全員給食にすると、食べ残しの総量は、大幅に増加することが想定されますが、そのことについて、どのように考えておられるのか、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

選択制の給食は、献立内容で選ぶ生徒もいることから、自発的に食べようとする生徒の食べ残しになっていると考えられますが、全員給食になると、全員同じ献立になるため、自我の芽生えた生徒による好みの違いも多くなることから、食べ残しは増えると想定されます。食べ残しが増えることについては残念ですが、全員で給食を食べることで、学ぶことも多いことや給食の献立について意見を交わしたり、食べ残しについてみんなで考える給食時間になることを期待します。

(質問)

あらためて伺いますが、現在の選択制のデリバリー方式の課題として、給食を選択しない場合に、成長期にある中学生の栄養を十分に確保することが難しい生徒がいることを挙げておられますが、現在のデリバリー給食の食べ残しですらかなり多く、全員給食になると食べ残しは増えると想定されているにも拘らず、全員給食になれば、十分な栄養を確保できるというのは、どういう理由なのでしょう。また、そもそも食べ残しが多い原因はどこにあると考えておられるのでしょうか。

<答弁>

学校給食は、学校給食摂取基準に基づき献立作成を行っており、栄養バランスの取れた昼食を提供しています。食べ残しが多い理由は、美味しさだけでなく、食べ慣れない味や食材、昔ながらの食に触れる機会の減少、好き嫌い、喫食時の温度、見かけの色合い、食事量の調節が出来ないなどが考えられますが、子どもが食べやすい様な工夫などをしていきます。

(質問)

弁当であれば、食べ残しなどがあった場合、体調不良なのか、他に何かあったのかなど、保護者が子どもの変化に気づきやすいと思いますが、給食の場合、そういったサインを見逃すことも考えられます。そこで、給食の食べ残しについて一人一台貸与されるタブレットを使って保護者に報告する等、子どもたちの給食の管理や情報共有をされてはと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

タブレットについては、まずは学習支援の一つとしての活用を進めています。例えば、

子どもたちの給食の食べ残しを毎日記録し、保護者に報告するのは記録者にかかる負担等を考慮すると、困難であると考えています。

(質問)

家庭科などで、食品ロスやバランスの取れた食事について、どのような授業を行われているのでしょうか。その授業に対し、給食の食べ残しについて、どのように考えておられるのでしょうか。

<答弁>

食品ロスにつきましては、環境問題として無駄に廃棄されている食品の現状等について学び、自分たちで実践できる取組みを考え、食品ロス削減の意識を高める授業を行っています。

また、調理実習を通じて調理くずを少なくすることや、バランスの取れた食事についての学びを深めています。食べ残しは、体調や味付け、量等、様々な理由が考えられますが、自分の健康な体づくりのために給食を食べるという意識を持って欲しいと考えています。

(質問)

福岡市は本年度から、学校給食用の米飯、パン、牛乳の基本食品3点について、公益財団法人福岡県学校給食会を通さず、食品業者からの直接購入に切り替えました。給食会の仲介を省くことで、食物アレルギーに柔軟に対応できたり、購入費が年間約5500万円削減できるようになったりとメリットがあったようです。これまでも、安定的な供給を理由に否定的な答弁をされてきましたが、本市も学校給食の食材を、学校給食会を通さず、食品業者から直接購入することを検討してはと思いますが、あらためて、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現在、本市では地産地消の取組みとして、お米は、大阪北部農業協同組合と直接契約し豊中産及び能勢産を提供しており、学校給食会を通して購入するより少しコストダウンできています。給食会には安心して安全なものを府内統一価格で安定的に供給する役割があります。

福岡市には、市内及び近隣市に物資提供工場があることと、一日当たり約12万食の提供というスケールメリットにより、学校給食会を通さず市独自で安定的に安心・安全な物資の購入を行うことで、コストの削減につながっていると考えられます。

本市は、福岡市のように市内及び近隣市から提供できない物資があり、一日あたり約2万3千食での提供で、スケールメリットも少ないため、市独自で配送や安心・安全のための検査等を行うとコスト削減は見込めず、かえってコストがかかる可能性もあると考えます。

(意見・要望)

現在の選択制方式では、給食を選択しない場合、成長期にある中学生の栄養を十分に確保することが難しい生徒がいることや学校給食を生きた教材として活用した食育の推進が図りにくいなどの課題があり、全員給食にするとのこと。それらの課題を全員給食にすることで、どれだけ改善、解決できるのか、非常に不安です。そもそも、全員給食にすることで、食べ残しは増えると想定しておられ、食べ残しが増えることは残念とは言いながら、具体的に食べ残しを減らす、言い換えれば、十分な栄養を生徒たちが摂取するような方策を持ち合わせているようには全く感じられません。食育については、学校だけで培われるものではなく、各家庭にも理解や協力、実践して頂けるように、子どもたちが日々、どのような昼食を、どれくらい食べているのか、学校と家庭がもっと情報を共有してはとの思いでタブレットの活用なども提案もしましたが、そういった視点での取組みも今のところ全く考えておられないようで残念でなりません。全員給食の導入が、結果的に、食べ残しという大きな課題の改善どころか、悪化させる一方、市としては、保護者からの全員給食を早く実施して欲しいとの意見や要望を受けることが無くなり、保護者も毎日、お弁当を作る手間が無くなり、誰もこの大きな課題に向き合うことが無くなっていくことをとても危惧します。ぜひ、全員給食の導入後、生徒たちが給食で十分な栄養を確保しているか、食べ物を大事にし、食料の生産などに関わる人々へ感謝する心をはぐくむなど食育が推進されているか、食べ残しの量の計測を続けて頂き、事業効果を検証して頂きたいと強く要望しておきます。

【教育を取り巻く環境の複雑化・多様化への対応について】

(質問)

教育を取り巻く環境の複雑化・多様化への対応について伺います。平日、土日問わず、第1庁舎の6階は、夜遅くまで電気がついている日がほとんどの様な気がしていますが、組織として、もしくは特定の個人や役職者の職場拘束時間がかなり長くなっているということはないのでしょうか。また、そのことが事実であれば、その要因について、詳しく教えて下さい。

<答弁>

今年度は、コロナの影響により学校における感染予防対策や学びを保障するための学校支援など多岐に渡る事務が発生し、時間外勤務が増加しており特定の職員に集中している場面も見られます。管理職についてはコロナ対応に加え、ICT 技術の導入など目まぐるしく変化する学校運営や多様化する価値観の中での保護者等への対応等が大きいと考えています。

(質問)

教育委員会における時間外勤務が増加していることが分かりました。また、目まぐるしく変化する学校運営や多様化する価値観の中での保護者等への対応等で管理職をはじめ、特定の職員に業務が集中しているケースがあることが分かりました。教育を取り巻く環境が複雑化・多様化する状況の中で、様々な課題対応に法律的な視点を必要とすることが増えているとも伺っていますが、法律的な視点を必要とする課題とはどのような課題なのか、教えて下さい。また、そういった課題に対応するため、弁護士資格のある方を特定任期付職員として募集されていましたが、採用までの経緯を教えてください。さらに、採用された方は、どのような仕事の仕方をして、実際にどのような職務を担われるのか、教えてください。

<答弁>

法律的な視点が求められる事例としては、学校現場も含め、複雑・多様化した社会において不当要求に類するものへの対応や家庭に問題を抱え支援を必要としている子どもへの対応、教員の働き方改革の推進に伴う労働環境への対応などが挙げられます。

法的な解釈や根拠を要する事務の実施には相当な時間を要しており、短時間で精度の高い成果を得るためには、安定的に経験豊富な職員が必要であります。その育成には一定の期間を要します。そこで、特定任期付き職員として弁護士資格を有する方を採用することにより、職員の育成をしながらスピード感を持った事務執行を期待し募集するに至ったものです。職務内容については、教育委員会での日常業務に関する法律相談、学校現場等でのトラブルの未然防止、争訟対応、教職員に対する研修、法的観点からの労務関連対応等で、現在日常的に市職員が行っている事務を法的な視点を持って担って頂きます。

(質問)

法律的な視点が求められる事例としては、不当要求に類するものへの対応や家庭に問題を抱え支援を必要としている子どもへの対応、教員の働き方改革の推進に伴う労働環境への対応などを挙げられましたが、実際に、それらの対応件数はどれくらいあるのか、教えて下さい。さらに、教育委員会に弁護士資格を有する方を職員として配置することで、そういったトラブルやクレーム対応、課題や支援への対応、争訟対応等で過度な負担や職場拘束を強いられてきた教育委員会の職員の方々の負担等は解消されると見込まれているのでしょうか。また、弁護士の配置以外で、そういった負担や職場拘束を解消する対策は、何か講じてこられたのか、教えて下さい。

<答弁>

実際に法律相談に至る事案が年間で30から40件あります。加えて、審査請求や措置要求への対応については、過去5年間で、市全体で7件あり、そのうち5件が教育委員会となっております。弁護士資格を有する方を採用することにより、考え方や対応の手法を身近で学ぶことができ、職員のスキルアップと共に負担も軽減されるものと考えています。人事異動に際し、法務事務の経験がある職員の配属、特定の職員に事務が集中しないような業務分担、定期的なミーティングによる進捗状況の共有などにより、ルーティンワークについては一定の軽減が見られていますが、突発的で複雑な判断を有する事案については管理職などに事務が集中する傾向があります。管理職については事案に応じて法律相談の活用や組織的に対応するなど負担の軽減に努めているところです。

(意見・要望)

今年度のコロナの影響による事務量の増加、特定の職員への業務の集中があることは理解します。しかし、コロナ前から慢性的に業務過多、業務集中が起きている課や職員は存在してきたと思います。教育を取り巻く環境の複雑化、保護者、教職員の価値観の多様化などにより、非常に難しい判断や対応に迫られるケースが増え、またその難解度も上がり、その上、結果やスピード感も求められる一方で、行財政改革のもと、教育委員会の部や課の数も、職員の数も減る中、個々の職員がどのような意識と能力を持つべきなのか、どのような人員配置や業務分担が望ましいのか、現在の部、課、係等の組織機構は最適なのかをもう一度、検証、検討して頂きたいと思います。そして、必要とあれば、人員の増員や、弁護士だけでなく、各種専門家の採用等も考えるべきだと思います。そして、組織体制や人員体制の最適化を進めることで、特定の管理職への事務の集中の解消や、教育委員会としての多様な意見やニーズへの迅速かつ適切な対応に繋がるのではないかと意見しておきます。

【起立性調節障害について】

(質問)

起立性調節障害について伺います。起立性調節障害は、起立時にめまいや動悸、失神などが起きる自律神経の病気で、小学校高学年から中学校の思春期の子どもに多く、中等症や重症の場合、朝なかなか起きられないことから不登校につながることも少なくないと 言われています。まずは、起立性調節障害に対する教育委員会の認識、見解を教えてください。

<答弁>

教育委員会の認識では、起立性調節障害は「病気」です。児童生徒課では、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する月ごとの調査」を実施しており、小中学校における長期欠席者の状況把握を行っています。起立性調節障害の診断を受けた児童生徒の欠席理由は「不登校」ではなく「病気」として把握するよう学校に指導しております。

(質問)

教育委員会としては、起立性調節障害は病気として認識し、把握するようにしているとのことでしたが、実際に、現在、教育委員会が把握されている人数を教えてください。また、病気として認識されているとのことでしたが、起立性調節障害は、治療によって治るものと考えておられるのか、さらに、起立性調節障害の子どもたちには、教職員や周囲の人、保護者、関係機関がどのような対応や支援が必要と考えておられるのか、教えてください。

<答弁>

現在報告がありますのは、20人です。一口に「起立性調節障害」と言っても症状の出方は一人ひとり違うと考えています。治療によって治る病気であるかどうかという医学的な知見は持ち合わせていませんが、医師への受診・治療により症状が改善する事例があることから、医療との連携が大切であると認識しています。診断を受けた児童生徒については、保護者や保護者了承のもと主治医等と連携して本人の状況に寄り添って支援していくこと、さらに、診断名がなくても本人や保護者とのつながりを大切に、本人を主体に周りの大人が協力者となって支援していくことを伝えています。

(質問)

起立性調節障害に悩んでいる子どもたちに対して、教育委員会としては、具体的に何らかの対応はされているのでしょうか。また、起立性調節障害は自分の意思ではどうにもならない病気のため、適切な治療や生活習慣の改善に取り組むことと共に、保護者や周囲の人が、起立性調節障害への理解を深めることが重要と言われていますが、起立性調節障害に対する認識や理解を深める取り組みは何かされているのでしょうか。

<答弁>

教職員の認識を深めるため、起立性調節障害をはじめ医療連携の必要な事例について、精神科医や臨床心理士などの専門家を講師に招いて不登校支援研修を実施しております。また各校におきましても必要に応じて校内研修を実施しております。

(意見・要望)

正直言って、起立性調節障害というカテゴリーの明確化をしたとしても、答弁にあったとおり、症状の出方には個人差がありますし、個人としても日によって症状の出方に差異があり、対応や支援、治療の方法も様々で、即課題の解決につながるかは分かりません。ただ、今回、起立性調節障害を取り上げたのは、朝、学校に登校できない子どもたちの中には、この病気が要因のケースもあるということの意識、認識の共有が教育委員会にも、学校現場や保護者、家庭、そして社会的にも少しでも深まって欲しいと考えたからです。また、この病気の場合、本人の意思表示が可能であり、周囲がきちりとその思いを受け止め、理解、協力、支援していくことによって、解決の糸口をつかめる可能性があると考えます。逆に、その思いに寄り添い、理解を示さなければ、二次被害や症状を悪化させる可能性もあると思います。そのことを十分に踏まえ、保護者や教職員をはじめ社会的な認知度や理解度の向上に努めて頂きたいと要望しておきます。加えて、教職員の方々にとっては、起立性調節障害だけでなく、発達障害、愛着障害などなど本当に複雑、多様な課題を抱えた子どもたちの症状に対し、適切な判断、対応が求められており、それらを全て現場の先生方に任せることは酷だと思えます。ぜひ、教職員の方々が、医療をはじめ専門的知識を有する方々の助言や相談を気軽にかつ簡易に受けられる仕組み作りを検討頂きたいと要望しておきます。